

第8日

平成29年3月7日（火）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成29年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成29年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市秋月郷土館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市情報化推進センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例を廃止する条例の制定についてを議

題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案富有ヶ丘団地条例及び朝倉市営寒水住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市秋月博物館条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案朝倉市手話言語条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市障害者計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案第3次朝倉市男女共同参画推進計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） 男女共同参画推進計画についてお尋ねします。

これはどのくらいに進んで今いるものでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（石井清治君） 第3次の男女共同参画の推進計画につきましては、28年度末をもって第2次が終了するというところで、11月の全協の段階で12月の1日から22日までの間にパブリックコメントを行いますということでおつなぎをした件でございまして、これについては昨年の9月に市長のほうから男女共同参画の審議会のほうに第3次に向けての策定について諮問がなされ、この間10回程度の各項目ごとの精査をしながら、第2次については103に渡る点検項目がございました。今回達成した部分とか、検証した部分の中で85の項目に的を絞りながら、さらに27年の8月に施行されました女性活躍推進法の中身も盛り込んだところ、それからそういったふうな全ての今現在の部分を盛り込んだところで、1月の16日に審議会のほうから市長のほうにこういった形で素案ができましたと、もとよりこの関係については議会の議決を得るという計画でございまして、今回3月の議会ということで、第3次の全ての分を皆様方のほうに紹介して議決をいただく流れとなっております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） ワークライフバランスでみずから望んで展開するとありますが、果たしてこの計画が女性にとって、みずから望んでそういうことに参画するというような計画になっておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（石井清治君） ワークライフバランスというのは、仕事と家庭と両立しながら生きがいという形の中での言葉がこの間ずっと展開しております。今、柴山議員のほうからありましたように、実際これが女性の立場のほうから望んであるのかという考え方については、我々としては当然仕事もありましようし、家庭内あるいは地域での女性の参画ということについては、男女共同参画の推進の立場からそれは当然推進をしていかなきゃならないということで考えております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） 今度いただきました推進計画の10ページに、男女共同参画社会とは性別にかかわらずと書いてあります。性別はあります。女性は女性ホルモン、男性は男性ホルモンの中に性別はあるはずで。それならば、そういうことを勘案し、女性の健康づくりなどにもっと力を入れながら、女性が参画できるようなまちづくりを進めなくてはならないのではないのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（石井清治君） 今出ました女性の当然ジェンダー、女性の性という形に捉えるところの中でいろんな差異が生じることに對して一方的にバランスもしくは共同と

いう形の中でそれぞれに合ったところということでございます。今出ました意見については、今後5年間この計画が実行された場合については、33年度までこの分について運営をしていきます。市職員、職場、地域、議会、いろんなどころでの男女共同参画まちづくり条例に基づいた考え方に基ついてやります関係上、そこあたりについては当然地域コミュニティとも意見交換等もやっておりますし、地域の中でそういう差異を確認した上で女性の参画を促していくという意見という形の中で審議会のほうにもつないでいきますし、そこあたりについてはポイントという形の中で今後の展開に反映していきたいと思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案財産の処分について（下町区自治会）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案財産の処分について（柿添区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案字の区域の変更について（上秋月地区（田代換地区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案字の区域の変更について（上須川地区（第1換地区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案字の区域の変更について（上須川地区（第2換地区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第11号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、22日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時19分散会